

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

| | 感染症の種類 | 出席停止期間の基準 | 証明書類 |
|-----|--|---|---|
| 第一種 | エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、ペスト、マールブルク病、 ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症※1 上記の他、新型インフルエンザ等感染症 指定感染症及び新感染症 | 治癒するまで | 診断書 （診断名と 治癒したこ とが記載さ れたもの） |
| 第二種 | インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した 後2日を経過するまで | ※2 |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了する まで | 診断書 （診断名と 治癒したこ とが記載さ れたもの） |
| | 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで | |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現し た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好 になるまで | |
| | 風しん | 発しんが消失するまで | |
| | 水痘 | 全ての発しんが痂皮化するまで | |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで | |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において | |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれがないと認めるまで | |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症※3 | 病状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで | |

（学校保健安全法施行規則第18条および第19条より）

- ※1 発熱等の風邪症状がある場合、事前に「発熱等による欠席の報告フォーム」で報告のうえ、自宅療養すること。事前に報告した場合に限り、通常の欠席とは区別した扱いとする。履修科目によっては、補講等の対象となる場合がある。
- ※2 インフルエンザの場合の証明書類は以下のいずれかとする。
- ・薬剤情報提供文書やおくすり手帳（抗インフルエンザ薬が処方された場合）
 - ・病院で発行される診療明細書（抗インフルエンザ薬を点滴した場合）
 - ・検査結果用紙（インフルエンザの結果と受診日、学生の氏名が記載されたもの）
- ※3 その他の感染症とは、「学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある」と医師から診断された感染症とする。
感染症の種類によっては、治癒したことの記載は不要で、出席停止期間の記載があればよい。